

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

行政職給料表（1）

等 級	等級別基準職務表に規定する 基 準 と な る 職 務	合 計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	定型的な業務を行う職務	113	17.8	一般職員	113	398	62.7	係員級
				計	113			
2級	主任の職務	285	44.9	主任	285			
				計	285			
3級	係長, 担当係長, 園長及び館長の職務	164	25.8	係長	66	164	25.8	係長級
				担当係長	88			
				園長	1			
				館長	9			
				計	164			
4級	課長, 担当課長, 室長, 委員会等の事務局長及び国分寺市議会事務局次長の職務	62	9.8	課長	45	62	9.8	課長級
				担当課長	10			
				室長	4			
				事務局長	2			
				議会事務局次長	1			
				計	62			
5級	部長, 担当部長, 会計管理者及び国分寺市議会事務局長の職務	11	1.7	部長	9	11	1.7	部長級
				担当部長	1			
				会計管理者	0			
				議会事務局長	1			
				計	11			
	合計	635	100					

行政職給料表（2）

等 級	等級別基準職務表に規定する 基 準 と な る 職 務	合 計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	定型的な業務を行う職務	2	7.4	一般職員	2	25	92.6	係員級
				計	2			
2級	技能主任の職務	23	85.2	技能主任	23			
				計	23			
3級	技能係長の職務	2	7.4	技能係長	2	2	7.4	係長級
				計	2			
	合計	27	100					